平成２７年（フ）第１８８号
茨城県常総市内守谷町4481番地13
債務者　菊地英美子（旧姓徳田）
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１８９号
茨城県筑西市辻1867－８、住民票上の住所栃木県小山市大字粟宮1792番地４　レジェンドＢ103
債務者　小林　武史
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１９４号
茨城県古河市谷貝1171番地３
債務者　大嶋　宏明
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２０２号
茨城県古河市東４丁目７番４号
債務者　神房　真琴
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第２０８号
茨城県下妻市赤須823番地２　シマレジデンスⅢ－102
債務者　土山　健二
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第６８２号
京都府向日市鶏冠井町山畑２番地の２　第二ヤサカ交通㈱社宅308、前住所京都市左京区一乗寺赤ノ宮町20番地㈱プラス内社宅
債務者　山本三紀雄・今野都雄こと　朴　　三洙
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第８７２号
京都府宇治市宇治宇文字27番地の２　クレセント宇治208号
債務者　藤原　雅始
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２１２号
福井県坂井市春江町千歩寺第33号４番地16
債務者　山下百合子
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１９号
福井県越前市文京２丁目９番11号
債務者　児玉未希雄
1　決定年月日時　平成27年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６４号
兵庫県淡路市野島平林28番地２、前住所大阪市東住吉区桑津４丁目１番11号　シャトー・エレガース801号
債務者　小松　丈範
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第３４６号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺５丁目２番16号　シティハイツひかり102
債務者　嶌村　武博
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３４７号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺５丁目２番16号　シティハイツひかり102
債務者　嶌村　雅美
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４０９号
千葉県柏市松葉町２丁目11番地17　コーポ松葉103号
債務者　中久喜京子
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４１０号
千葉県流山市駒木649番地の49
債務者　豊崎　賢三
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部